



News Letter

仙台市成年後見総合センターだより

R5/3/20 発行

仙台市成年後見総合センター（発行元）
〒980-0022 仙台市青葉区五橋二丁目 12-2 仙台市福祉プラザ 7 階
TEL:022-223-2118 / FAX:022-213-6457

目次

- 1 活動紹介①～出張講話～ … 1P
- 2 活動紹介②～権利擁護チーム支援会議～ … 2P
- 3 相談窓口のご案内 … 2P

今回は本センターが取り組んでいる活動を 2 点ご紹介しますので、是非最後までお読みください。

1 活動紹介①～出張講話～

成年後見制度の普及啓発を目的に、関係機関様が企画する研修会等の場へ職員が
出向き、成年後見制度に関する講話を行っています。

今年度はこまで、地域包括支援センター主催の講座や自立支援協議会連絡会、
ロービジョン研究会などに出張してお話をしました。今回はそのうち 2 か所での様
子をご紹介します。

郡山地域包括支援センター主催
「権利擁護講座」の様子



郡山地域包括支援センター主催 権利擁護講座

対象地域にお住まいの 60 歳以上の方、13 名にご参加いただきました。
「今から知っておこう！成年後見制度」と題して、制度の基本的知識や費
用、成年後見人等の役割を中心にお話しました。

ご参加いただいた方からは、「子に頼れないので、今からどのような準備を
しておくべきか？」等の質問や、「補助・保佐・後見に分かれていることがは
じめて分かった」「どのような制度か理解が深まった」等の感想をいただき
ました。

今回は会場が IKEA 仙台様 2 階のレストラン内だったのですが、店内アナウ
ンスや案内看板の表示などのご協力をいただいたおかげで、幅広い年代の方々
が「成年後見制度」のことは見聞きする機会になったと思われます。ステキな
会場をご用意して下さった、IKEA 仙台様、郡山地域包括支援センター様、大
変ありがとうございました。



会場の案内看板

西多賀地域包括支援センター主催 権利擁護勉強会



地域にお住まいの民生委員や住民の方、18 名にご参加いただきました。
「みんなで学ぼう！成年後見制度」と題して、制度の背景から基本的知識、
制度利用の際の留意点や成年後見人等の役割を中心に事例をつかひながらお話
しました。

ご参加いただいた方からは、「成年後見人は家庭裁判所が選任するため、本
人の希望よりも優先されるのか？」等の質問や、「本人のための制度だとい
うことを考えさせられた」「成年後見の話は本当に難しい、次回も出席して
また話を聞きたい」等の感想をいただきました。

現実的に、今からどのような準備をしておく必要があるかというお声も多く
いただき、関連する家族信託や任意後見に対する興味・関心の高さもうかが
うことができました。今後の講話を行う際の、参考にさせていただきたいと思
います。西多賀地域包括支援センター様、大変ありがとうございました。

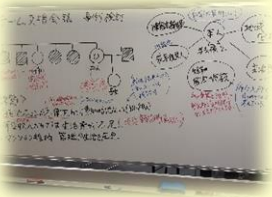


西多賀地域包括支援センター主催
「権利擁護勉強会」の様子

2 活動紹介②～権利擁護チーム支援会議～



会議の様子



個別事例の検討

今年度より新たに「権利擁護チーム支援会議」（以下、「チーム支援会議」という。）を開催していますので、その概要についてご紹介いたします。

成年後見制度の利用を含めた権利擁護支援を適切に行うためには、ご本人に身近なご親族、福祉・医療、地域等の関係者らがケースの状況に応じた「チーム」となってすすめていくことが重要です。同時に、権利擁護支援を行う際には、法律・福祉分野で専門的な対応を求められることも多くあるため、必要に応じて各専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）の助言や支援を円滑に受けられるような仕組みづくりが、国の促進計画などによって求められています。

本市においては、こうした仕組みづくりに向けた第一歩として、「チーム支援会議」をモデル的に立ち上げ、福祉関係者が権利擁護支援に悩むケースを各専門職へ相談し一緒に検討できる場を、本センターがその事務局となり設置しました。今年度は、まず各区で市長申立業務を担当する市職員の方々を対象とし、各々が抱えるケースを、各専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）と共に検討する形で計3回開催しました。

これまでに取り上げたケースは、「8050 問題を抱える世帯への権利擁護支援のあり方」、「本人の障害特性を踏まえた適切な後見人等候補者の選定の考え方」、「本人の希望と関係者の見立てが異なる場合の意思決定支援のあり方」、「後見人等が選任された後のチーム支援の方法」などの課題が含まれ、多岐に渡っております。

参加いただいた市職員の方々からは、「専門職の意見を聞く機会がなかったので大変参考になった」「判断に悩んでいたことも、専門職の後押しがあることで安心できた」「対応に苦慮しているケースをタイムリーに相談できると有難い」など、評価や期待の声が寄せられています。

令和5年度も対象を広げるなどして引き続き開催しますので、詳細が決まり次第、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所の方々にもご案内する予定です。

成年後見制度はご本人の権利をまもる制度です。
必要性の判断は、様々な視点から検討することとなり、この制度だけで解決できない問題もたくさんあります。



★ 厚生労働省 成年後見制度利用促進ポータルサイトのご案内 ★

[成年後見はやわかり | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

成年後見制度に関する様々な情報が掲載されていますので是非ご覧ください👉

3 相談窓口のご案内

本センターでは、成年後見制度の概要や手続きなどのご相談に応じています。その際は、必要に応じて関係機関の皆さまと連携し、ご本人が安心して生活ができるよう対応しております。

★相談例①★

- ・独居生活の父が急死し、父名義の自宅と預金を相続することになりました。
- ・母は2年前から認知症が進み家族のことも忘れ、特養に入所しています。
- ・相続の手続きはどうしたらいいでしょうか？ 私（長男）は、後見人になれますか？

☆以下のように対応しました☆

- ・相続人全員に判断能力がないと相続の手続きはできませんので、成年後見人の必要性を確認し、息子さんが後見開始申立を行なうことにしました。
- ・息子さんが自分で申立書を作成し、申立書の不明な点についてアドバイスしました。

◆このケースのポイント◆

後見人候補者として息子さんは申立できますが、後見人に選任されるかどうかは裁判所の判断で決まりますが、審判では、財産管理を専門職、身上保護を息子さんとする複数後見に決まりました。

まずは、お電話でご相談ください！

☎ 022-223-2118

平日 9:30～16:00

仙台市内にお住いの方からの相談を対象としております。

当事者やそのご親族等だけでなく、関係機関の方々からもお受けしております。

必要に応じて、面談等を設定し、具体的な状況をお聞きした上で、対応しております。

